

役場からのお知らせ No.46

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

1 水道メーター器の交換について

水道メーター器は、計量法の規定により一定期間（8年間）使用しますと交換しなければならないことになっています。

つきましては、期限を迎える水道メーター器交換を下記の期間に実施しますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、水道メーター器の交換工事につきましては、高原町が指定する水道工事事業者が行います。

●交換期間 令和2年4月13日（月）から令和2年7月31日（金）まで

●交換メーター器 耐用年月が令和2年7月までのメーター器が対象です。

●対象世帯 高原町全体で452個取り換える予定で、全ての世帯には該当しませんので御了承ください。

●交換費用 メーター器交換に係る費用は無料です。

問 建設水道課 担当：高野瀬 博文（こうのせ ひろふみ）☎0984-42-4960

2 所得税及び個人事業者の消費税の納付期限変更について

申告所得税及び個人事業者の消費税の納付期限については、申告期間の延長に伴い下記のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

なお、所得税の申告会場は小林税務署です（高原町役場での確定申告はできません。）。

★申告所得税について

○納付書で納める場合

納付期限・・・令和2年4月16日（木）まで

○口座振替で納める場合

振替納付日・・・令和2年5月15日（金）

※申告所得税の延納を御利用の場合、延納分の納期限及び振替日は

令和2年6月1日（月）であり、変更はありません。

★個人事業者の消費税について

○納付書で納める場合

納付期限・・・令和2年4月16日（木）まで

○口座振替で納める場合

振替納付日・・・令和2年5月19日（火）

問 税務課 担当：大坪 由良（おおつぼ ゆいら）☎0984-42-2113

3 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）」について

このことについて、対象者の方は下記のとおり手続きをお願いいたします。

○支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の御遺族お一人に支給されます。

・戦没者等の死亡当時の御遺族で

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

（戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。）

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）で、戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○必要書類 1 請求書 2 現況申立書 3 印鑑等届出書
4 請求者の戸籍抄本 5 その他の必要書類

※1～3は、町民福祉課福祉係で配布いたします。運転免許証、健康保険証等の本人確認書類をお持ちください。その他の必要書類は窓口で御案内いたします。

○請求期間 令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります。
御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 町民福祉課 担当：中別府 和也（なかべっぷ かずや）☎0984-42-1067

4 イベント自粛要請によるイベント等の延期・中止についてのお知らせ

内閣から発出されたイベント等の自粛要請により本町にも影響が出ています。
イベント等の態度決定は、下表のとおりとなっていますので、御確認ください。

開催日	行事等名	態度決定	主催
4月5日(日)	高原町消防団入退団式	中止	高原町 高原町消防団
4月6日(月)	第43回高原町総合畜産共進会 (種畜の部)	中止	高原町畜産 振興会
4月12日(日)	高千穂峰山開き(例年4月第2日曜)	神事は実施 登山は中止	観光協会
—	肩こり腰痛予防教室・トレーニング コース	当面の間 中止	ほほえみ館